

平成26年教育委員会第10回臨時会会議録

開会日時 平成26年11月25日 午後 4時00分

閉会日時 同 上 午後 4時15分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長職務代理 面 田 博 子
委 員 松 本 實
委 員 杉 浦 容 子
委 員 竹 高 京 子
教育長 塩 澤 雄 一

議場出席委員

・教育次長 前田 正憲 ・学校教育担当部長 平沢 安正
・庶務課長 杉立 敏也 ・指導室長 岡部 良美

書 記

・企画係長 菊池 嘉昭

開会宣言 委員長職務代理者 面 田 博 子 午後 4時00分 開会を宣する。

署名委員 委 員 面 田 博 子 委 員 松 本 實 委 員 塩 澤 雄 一
以上の委員3名を指定する。

議事日程 別紙のとおり

開会時刻 16時00分

○職務代理者 それでは、ただいまから平成26年教育委員会第10回臨時会を開会いたします。

本日は塚本委員長から、浜松市で開催されております市町村教育委員会研究協議会に出席なされるためご欠席との届出をいただいておりますので、職務代理者として私が議事を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の会議録の署名は、私に加えまして、松本委員と塩澤教育長にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第43号「葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

庶務課長。

○庶務課長 それでは議案第43号「葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」でございます。

提案理由のほうをごらんください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、本案を提出するものでございます。

そしてそのページの最終行をごらんください。これから説明いたしますが、別添の条例案について異議のない旨を区長に回答いたします。

それでは、1枚おめくりください。区長が提出します議案の内容でございます。

提案理由でございますが、教育長の給料の額を改める必要があるもので、本案を提出するものでございます。

一部改正条例で、第2条中、77万8,000円を77万9,000円に改正する改正でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○職務代理者 ただいまの庶務課長のご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。

杉浦委員。

○杉浦委員 異議はございません。地方教育行政の法律第29条の規定でございます。ただ、これは以前に社会の状況がございまして、大幅に改正しておりますので、まだそこまでは到達していないということを感じております。ですので今回の規定に基づきまして本案に対しましては賛成でございます。

○職務代理者 そのほかにご質問等ございませんか。

(「なし」の声あり)

○職務代理者 それではお諮りいたします。議案第43号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○職務代理者 では、異議なしと認め、議案第 43 号「葛飾区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」については、原案のとおり可決いたします。

それでは次に、議案第 44 号「職員の配偶者同行休業に関する条例に関する意見聴取」を上程いたします。

指導室長。

○指導室長 それでは議案第 44 号「職員の配偶者同行休業に関する条例に関する意見聴取」につきましてお話をさせていただきます。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第 29 条の規定に基づきまして、区長から意見を求められましたので、本案を提出させていただくものでございます。

こちらにつきましては、休職者の給与に係る改正でございます。今回、新たに職員の配偶者同行休業に関する条例の制定が議案で提出をされる予定でございます。こちらの制度でございますが、本条例は職員が外国で勤務等をいたします配偶者と、外国において生活をともにするための休業を承認するものでございます。本条例に基づき、休業が承認をされた職員につきましては、いかなる給料も支給しないということになってまいります。そのため本日の資料で 3 ページと振ってあるものがございます、ごらんいただきたいと思っております。3 枚目でございますが、そちらの付則の部分でございます。5 のところに「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する」ということで、その付則部分で、その休職のところ、「配偶者同行休業」を加えるものでございます。

もう 1 枚おめくりいただきますが、新旧対照表をごらんいただきますと、改正案のところ「配偶者同行休業」という文言がここに加えられているものでございます。これによりまして、こちらの条例の第 24 条中に「配偶者同行休業」の文言を加えることによりまして、先ほど申し上げましたようにこちらの同行休業を受けた者につきましては、給与は支給しない旨と規定をしております。

私のほうからは以上でございます。

○職務代理者 ただいまの指導室長のご説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いをいたします。

(「なし」の声あり)

○職務代理者 それでは、お諮りをいたします。議案第 44 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○職務代理者 異議なしと認め、議案第 44 号「職員の配偶者同行休業に関する条例に関する意見聴取」については、原案のとおり可決いたします。

それでは次に、議案第 45 号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関

する意見聴取」を上程いたします。

指導室長。

○指導室長 それでは、議案第 45 号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」につきまして、お話をさせていただきます。

こちらにつきましては給与改定の意見聴取でございます。

幼稚園教育職員につきましては、平成 26 年 10 月 8 日に行われました特別区人事委員会の勧告に伴いまして、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する必要がありますので、きょうお話をさせていただくものでございます。

改正内容は 2 点ございまして、1 点目は勤勉手当、そしてもう 1 点が給料表の引き上げの改定となっております。

それでは 6 枚おめくりいただきまして、新旧対照表がございましてそちらをごらんいただきたいと思っております。

こちらの新旧対照表でございます。現行と改正案というところになっております。下線が引いてある部分がそれぞれ変わるところでございます。簡単に申し上げますと、まず幼稚園教育職員の勤勉手当につきましては、期末勤勉手当の総支給額を従前は 3.95 カ月ということになっておりましたが、こちらを 4.20 月に改定をいたしまして、ふえてまいります 0.25 月分につきましては、12 月支給の勤勉手当で振り分けるという変更でございます。そちらがこの新旧対照表のほうに掲げておるものでございます。

続きまして、幼稚園の教育職員の給料表でございます。1 枚おめくりいただきまして別紙 1 というものがございまして、こちらにつきましては、幼稚園教育職員の現在の給料表になっております。さらに 3 枚おめくりいただきますと、別紙 2 というものがございまして、こちらが新たに規定をされます幼稚園教育職員の給料表となっております。こちらにつきましては公民格差が 809 円で 0.20%、こちらのほうを解消するために今、お話しいたしましたように、別紙 1 から別紙 2 のように給料表を引き上げ改定するものでございます。

なお、この引き上げにつきましては、平成 26 年 4 月 1 日にさかのぼって適用をされるということになります。

私のほうからは以上でございます。よろしく願いいたします。

○職務代理者 ただいまの指導室長のご説明につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

○職務代理者 それではお諮りいたします。議案第 45 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○職務代理者 異議なしと認め、議案第 45 号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」については、原案のとおり可決いたします。

これで議案の審議を終了いたします。

では、ここで教育委員の皆様より、ご発言がございましたらよろしく願いをいたします。特にございませぬ。

(「なし」の声あり)

○職務代理者 それではないので、続きまして「その他」の事項に入ります。

庶務課長、一括してご説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、本日の「その他」ですけれども、1の資料配付、2の出席依頼については、本日はございません。3の次回以降の教育委員会予定ですが、ごらんのとおりですので、後ほどごらんおきください。

説明は以上でございます。

○職務代理者 では、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○職務代理者 それでは、これをもちまして、平成 26 年教育委員会第 10 回臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会時刻 16 時 15 分